

## 春日井市子育て応援店舗整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、市内の子育て環境の充実化を図るため、店舗に子育て世帯の利用に配慮した設備の整備を行う者に対して、予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付についてはこの要綱の定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、市民等が子ども（小学校低学年までの子どもをいう。）連れで利用しやすい環境を創出することを目的として、市内の店舗に次項に掲げる補助の対象となる設備を整備する事業であり、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 店舗を利用する者が無料で利用することができる設備の整備であること。
- (2) 着手した年度内に設備の整備が完了すること。
- (3) 同一の店舗において、過去にこの要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。

2 補助の対象となる設備は、次に掲げるものとする。

- (1) キッズコーナー等子どもを遊ばせるための設備
- (2) おむつ交換台等おむつ交換ができる設備
- (3) 授乳ができる設備
- (4) ベビーチェア等子どもを座らせるための設備
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める設備

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を行う者で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店を有する法人又は市内に店舗を有する個人事業者であること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 宗教活動や政治活動を主たる事業の目的としていないこと。

(5) その活動が法令等の規定に違反していないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を行うために補助対象者が支払った工事費、備品購入費等とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、1の店舗につき50,000円を限度とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助金申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、子育て応援店舗整備事業補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、着手しようとする年度の1月末日までに市長に提出しなければならない。

(1) 整備内容が分かる資料

(2) 補助対象事業に係る見積明細書の写し又は補助対象経費に係る積算の根拠となる資料

(3) 整備を予定している場所の現況の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは子育て応援店舗整備事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により、適当でないとしたときは子育て応援店舗整備事業補助金交付申請却下通知書（第3号様式）により補助金申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の計画変更等)

第8条 前条の交付決定通知を受けた補助金申請者は、同条に規定する補助金の交付決定後に補助対象事業の内容（補助金の額並びに補助対象事業に係る店舗及び設備に変更を及ぼさないものを除く。）を変更し、又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、直ちに市長に対し、子育て応援店舗整備事業補助金変更交付申請書（第4号様式）を提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付決定を変更し、子育て応援店舗整備事業補助金変更交付決定通知書（第5号様式）により、適当でないと認めたときは子育て応援店舗整備事業補助金変更交付申請却下通知書（第6号様式）により補助金申請者に通知するものとする。

(実績報告等)

第9条 補助金申請者は、補助対象事業が完了したときは、子育て応援店舗整備事業補助金実績報告書（第7号様式）に次に掲げる資料を添付して、事業完了の日から30日を経過する日又は3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類（経費の明細がわかるものに限る。）
- (2) 整備箇所の写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める資料

2 市長は、前項に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査のうえ補助金額を確定し、子育て応援店舗整備事業補助金確定通知書（第8号様式）により補助金申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の規定による補助金額確定通知を受けた補助金申請者から請求書を受理したときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が交付されているときは、その補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により、補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたとき

(財産処分の制限)

第12条 補助金申請者は、補助対象事業により取得又は効用の増加した財産については、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年を経ないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの要綱の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年11月16日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

子育て応援店舗整備事業補助金交付申請書

（宛先）春日井市長

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

子育て応援店舗整備事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 対象店舗名及び所在地
- 3 対象設備
- 4 添付書類
  - (1) 整備内容が分かる資料
  - (2) 補助対象事業に係る見積明細書の写し又は補助対象経費に係る積算の根拠となる資料
  - (3) 整備を予定している場所の現況の写真

第2号様式（第7条関係）

子育て応援店舗整備事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった子育て応援店舗整備事業補助金について、次のとおり交付することに決定します。

- 1 交付決定額 円
- 2 対象店舗名
- 3 対象設備

第3号様式（第7条関係）

子育て応援店舗整備事業補助金交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで交付申請のあった子育て応援店舗整備事業補助金について、次の理由により補助金を交付しないことに決定します。

理由

第4号様式（第8条関係）

子育て応援店舗整備事業補助金変更交付申請書

（宛先）春日井市長

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった子育て応援店舗整備事業補助金について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

- 1 変更交付申請額 円
- 2 対象店舗名及び所在地
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容

第5号様式（第8条関係）

子育て応援店舗整備事業補助金変更交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付け 第 号で通知した子育て応援店舗整備事業補助金の交付決定を、次のとおり変更することに決定します。

- 1 変更交付決定額 円
- 2 対象店舗名
- 3 変更の内容

第6号様式（第8条関係）

子育て応援店舗整備事業補助金変更交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで変更交付申請のあった子育て応援店舗整備事業補助金について、次の理由により申請を却下します。

理由

第7号様式（第9条関係）

子育て応援店舗整備事業補助金実績報告書

（宛先）春日井市長

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者名

印

年 月 日付け 第 号により（変更）交付決定を受けた子育て応援店舗整備事業補助金について、事業を完了したので次のとおり報告します。

1 補助金（変更）交付決定額 円

2 対象店舗名

3 対象設備

4 添付書類

- (1) 補助対象経費の支払を証する書類（経費の明細が分かるものに限る。）
- (2) 整備箇所の写真

第8号様式（第9条関係）

子育て応援店舗整備事業補助金確定通知書

第 号  
年 月 日

様

春日井市長

年 月 日付けで実績報告のあった子育て応援店舗整備事業補助金について、次のとおり助成金の額を確定します。

- 1 補助金確定額 円
- 2 対象店舗名
- 3 対象設備
- 4 財産処分の制限

補助金申請者は、補助対象事業により取得又は効用の増加した財産については、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年を経ないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は廃棄してはいけません。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りではありません。